b　［略］

⑸　［略］

⑸　コーポレート・ガバナンスの概要

a　提出会社が法第24条第１項第１号又は第２号に掲げる有価証券（法第５条第１項に規定する特定有価証券を除く。）を発行する者（以下⑸から⑸までにおいて「上場会社等」という。）である場合には、提出会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を記載した上で、提出会社の企業統治の体制（企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。）の概要（設置する機関の名称、目的、権限及び構成員の氏名（当該機関の長に該当する者については役職名の記載、提出会社の社外取締役（社外役員（会社法施行規則第２条第３項第５号に規定する社外役員をいう。以下ａ及び⑸ｂにおいて同じ。）に該当する会社法第２条第15号に規定する社外取締役をいう。以下この様式において同じ。）又は社外監査役（社外役員に該当する同条第16号に規定する社外監査役をいう。以下この様式において同じ。）に該当する者についてはその旨の記載を含む。）の記載を含む。）及び当該企業統治の体制を採用する理由を具体的に記載すること。また、提出会社の企業統治に関するその他の事項（例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、取締役（業務執行取締役等（会社法第２条第15号イに規定する業務執行取締役等をいう。）であるものを除く。ｂにおいて同じ。）、会計参与、監査役若しくは会計監査人との間で同法第427条第１項に規定する契約（ｂにおいて「責任限定契約」という。）を締結した場合、役員等（同法第423条第１項に規定する役員等をいう。以下ａにおいて同じ。）との間で補償契約（同法第430条の２第１項に規定する補償契約をいう。以下ａ及びｂにおいて同じ。）を締結した場合又は役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（同法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。以下ａ及びｂにおいて同じ。）を締結した場合には、締結した契約の内容の概要（当該契約によって職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にはその内容を含み、補償契約を締結した場合には会社法施行規則第121条第３号の３及び第３号の４に掲げる事項を含み、役員等賠償責任保険契約を締結した場合には塡補の対象とされる保険事故の概要及び被保険者によって実質的に保険料が負担されているときにおけるその負担割合を含む。）を記載すること。

また、会社法第373条第１項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

b　提出会社が上場会社等以外の者である場合には、提出会社の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分した内容））について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

b　［同左］

⑸　［同左］

⑸　コーポレート・ガバナンスの概要

a　提出会社が法第24条第１項第１号又は第２号に掲げる有価証券（法第５条第１項に規定する特定有価証券を除く。）を発行する者（以下⑸から⑸までにおいて「上場会社等」という。）である場合には、提出会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を記載した上で、提出会社の企業統治の体制（企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。）の概要（設置する機関の名称、目的、権限及び構成員の氏名（当該機関の長に該当する者については役職名の記載、提出会社の社外取締役（社外役員（会社法施行規則第２条第３項第５号に規定する社外役員をいう。以下ａ及び⑸ｂにおいて同じ。）に該当する会社法第２条第15号に規定する社外取締役をいう。以下この様式において同じ。）又は社外監査役（社外役員に該当する同条第16号に規定する社外監査役をいう。以下この様式において同じ。）に該当する者についてはその旨の記載を含む。）の記載を含む。）及び当該企業統治の体制を採用する理由を具体的に記載すること。また、提出会社の企業統治に関するその他の事項（例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、取締役（業務執行取締役等（会社法第２条第15号イに規定する業務執行取締役等をいう。）であるものを除く。ｂにおいて同じ。）、会計参与、監査役又は会計監査人との間で同法第427条第１項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合には、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該取締役、会計参与、監査役又は会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

また、会社法第373条第１項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

b　提出会社が上場会社等以外の者である場合には、提出会社の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分した内容））について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。